

2020年度（新元号2年度）教育実習の志願について

- 1、期間 : 2019年度（平成31年度）4月1日（月）～4月26日（金）
- 2、志願資格 : 下記【静岡県立磐田南高等学校教育実習生受け入れ方針】に該当すること
- 3、必要書類 : 教育実習希望調書、希望理由書の2枚。（本校ホームページよりダウンロード）
- 4、志願方法 : 上記2枚を添付して下記アドレスに送信してください。
その際、題名は「2020 実習希望」としてください。
- 5、仮受入等 : 希望者が各教科・科目の受け入れ枠を超えた場合は、志願書類をもとに仮受入の可否を決定し連絡します。（仮受入とは学校長の決定する内諾の前段階を指します。）
- 6、その他 : ○全体の流れについては、下記【教育実習希望者の志願から内諾までの流れ】を御覧ください。
○志願期間を過ぎた場合でも、受け入れ可能数な場合は随時受け入れします。
受け入れが可能かについては、電話で教育実習担当まで御確認ください。

電話番号：（0538）32－7286

メールアドレス：iwataminami-h@edu.pref.shizuoka.jp

（メール送信の際は@を半角に変えてください）

【静岡県立磐田南高等学校教育実習生受入方針】

- 1、原則として、受け入れる実習生は本校卒業生で、高等学校教員を志望する者とする。
- 2、原則として、実習に関わる費用等は不要とする。（実費が生ずる場合は負担あり。）
- 3、原則として、実習期間は2週間とするが、3週間希望の場合は相談に応じることとする。
- 4、原則として、受け入れる実習生は、実習実施年度に高等学校教員採用試験（都道府県を問わない）を受験する者とする。
- 5、原則として、受け入れ人数は、本校の各教科で科目別に定めた人数の範囲内とする。希望者が受け入れ可能枠数を超えた場合は、事前の志願書類等で実習仮受入者を決定する。
- 6、実習期間は原則として、毎年度9月の第1週の月曜日から開始となる予定（8月下旬に1日事前研修日あり）なので、その期間に実習が可能となる者とする。
- 7、実習内諾日以降実習開始までの間、本校からの事前指導に関わる来校要請に応えることのできる者とする。

【教育実習希望者の志願から内諾までの流れ】

- 1、実習希望年度の前年度4月上旬から5月上旬の間を志願期間とする。
- 2、志願者は、本校ホームページから必要書類をダウンロードし必要事項を記入・添付して、志願期間内に定められた本校のアドレスに送信する。
- 3、5月中旬～7月上旬の間に、本校実習担当者から仮受入の可否とその後の流れについて連絡をする。
- 4、7月下旬～8月の間に、仮受入決定者は、大学の依頼書（内諾書）等の書類を持って本校に来校し、実習担当者に必要書類を提出したうえで、学校長および該当教科主任と面談する。（あるいは、仮受入決定後、直ちに必要書類を本校に郵送したうえで、7月下旬～8月の間に来校し、学校長および該当教科主任と面談する場合もあり。）
- 5、本校実習担当者が、大学または実習希望者宛に内諾書を郵送する。